（答弁書）

第二十七条　［略］

2　拘束が裁判によつて行われている場合には、令状その他の裁判書の謄本又は抄本を答弁書に添付しなければならない。

3　拘束者又はその代理人は、前項の裁判書の謄本又は抄本の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該裁判書の謄本又は抄本に係る画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　［略］

（審問期日の通知）

第三十二条　［略］

2　［略］

3　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所が第一項の裁判所の裁判官又は検察官との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

4　前項に規定する方法によつて第一項の裁判所の裁判官又は検察官に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

5　第一項の裁判所の裁判官又は検察官に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問に係る電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）に記録しなければならない。

第四十四条　［略］

2　前条第一項の命令があつたときは、当該下級裁判所の裁判所書記官は、速やかに最高裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人身保護規則の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の人身保護規則第七条の規定は、施行日以後に開始される人身保護事件における疎明方法の提供について適用し、施行日前に開始された人身保護事件における疎明方法の提供については、なお従前の例による。

（少年審判規則の一部改正）

第三十五条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（呼出状の送達・法第十一条）	（呼出状の送達・法第十一条）
第十六条　［略］	**第十六条**　［同上］
2　送達については、民事訴訟の送達に関する規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項、第百三条第二項、第百四条、第百六条第二項、第百七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定並びに民事	2　送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法第六十五条第二項及び第三項の規定を準用する。ただし、就業場所における送達、送達場所等の届出及び公示送達に関する規定は、この限りでない。

（答弁書）

第二十七条　［同上］

2　拘束が裁判によつて行われている場合には、令状その他の裁判書の謄本又は抄本を答弁書に添付しなければならない。

［新設］

3　［同上］

（審問期日の通知）

第三十二条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

第四十四条　［同上］

2　前条第一項の命令があつたときは、当該下級裁判所の裁判所書記官は、速やかに訴訟記録を最高裁判所の裁判所書記官に送付しなければならない。